

行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくためには、Society 5.0におけるAI等の技術の進展を最大限活用するとともに、マイナンバー制度の更なる利活用による行政手続のデジタル化を実現することが重要である。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 各都市自治体における情報システムについては、各自治体における重複投資をなくし、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備する観点から、住民記録システム等、共通性の高い分野においては、国が主導の下、財政措置も含め、情報システムの標準化を推進すること。

また、標準化された情報システムに円滑に移行できるようにすることが重要であることから、法制化も含めた推進方策について十分な検討を行うこと。

2. AI等を利用した行政処理システムの展開や施策については、共通性の高い業務を中心に国において実用化し、全国展開が図られるよう必要な措置を講じること。その際、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう万全の措置を講じること。

また、地方自治体の職員のICTリテラシーの向上を図るため、IT人材の育成・確保に対する必要な支援を行うこと。

3. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

4. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、個人番号通知書及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。

また、今後、マイナンバーカードの発行の大幅な増加が見込まれることから、都市自治体が行うマイナンバーカードの交付における事務手続きの簡素化を図ること。

5. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

特に、中間サーバー・プラットフォームの次期システム構築に係る経費について、全額を国において措置すること。

6. 情報連携を有効に活用するため、情報連携を前提とした都市自治体の担当職員が使いやすい事務処理要領を早急に示すなど、技術的支援の充実強化を図ること。

7. 都市自治体における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の非識別加工情報の仕組みなどに関し、法律による整備も含めた検討を行うこと。

8. 制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、住民の利便性向上とともに都市自治体の事務的負担の軽減を図ること。

9. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

10. コンビニ交付の導入促進など、都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取組を継続的に推進するとともに、適切な財政措置を講じ

ること。

11. マイナンバーカードの普及促進に当たっては、マイナンバーカードの申請・取得、健康保険証としての利用について国民への周知を徹底するとともに、都市自治体の交付事務体制の強化に係る財政支援について確実に措置すること。

また、マイナポイントを活用した消費活性化策が円滑に実施されるよう、国において十分な情報提供を行うとともに、適切な財政措置を講じること。